

5 プランに位置づけることを検討している主要事業〈新規または拡充分〉

基本目標Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

| | | | |
|--------------|---|----------------------|--|
| 1 結婚応援活動の促進 | 地域において結婚を応援する取組を広めるため、NPOや企業、市町村等多様な主体間の協働による結婚応援活動を支援する。 | 4 女性の活躍を推進するための意識醸成 | ワーク・ライフ・バランス推進に向けた県民の意識醸成を図ることにより、女性の活躍を推進するとともに、男性の育児・家事等への積極的な参画を促進。 |
| 2 子育て応援活動の促進 | 地域において子育ての不安感・負担感を軽減するための取組を広めるため、NPOや企業、市町村等多様な主体間の協働による子育て応援活動を支援。 | 5 働き方の見直し及び多様な働き方の推進 | 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの意義と制度の理解を促進し、それぞれの主体的な取組を個別・具体的に支援。 |
| 3 子育て応援の気運醸成 | 企業における子育て家庭へのサービス提供「なら子育て応援団」を拡充するとともに、「子どもスマイルキャンペーン」により、妊婦や子育て家庭を応援する気運を醸成。 | 6 女性のキャリア形成に対する支援 | 女性の就業意欲の向上を図り、能力を高めることにより、女性管理職の育成、就労継続につなげる。 |

基本目標Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成

| | | | |
|----------------------|--|---------------------|--|
| 1 非正規雇用から正規雇用への転換の促進 | 事業所に対し、非正規雇用から正規雇用への転換を促進するための取組を実施する。 | 3 若者のライフデザイン形成支援 | 若者が結婚や子育てについて具体的なイメージを抱き、ライフデザインを描くことができる機会をより多く提供することにより、人生のより早い段階での結婚に結びつける。 |
| 2 女性就労者等の離職の防止 | 在職者に対する処遇改善に向けた取組を行う。 | 4 プレ親世代の健全な母性・父性の育成 | 若者が自分の身体・性に関する医学的根拠に基づく適切な情報をもとに、自分の健康管理、妊娠適齢期等の知識をふまえて、主体的に意思決定ができるよう支援する。 |

基本目標Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現

| | | | |
|---------------------------|---|-------------------------|--|
| 1 発達段階に応じた適切な学び・運動・しつけの実施 | 就学前教育の実施など、子どもの発達段階に応じた適切な学び・運動・しつけの実施。 | 8 児童虐待防止のための子育て家庭支援の推進 | 社会的孤立や子育ての不安・負担感の強い家庭に対して訪問型の支援を実施するための市町村の家庭訪問員の資質向上等を図る。 |
| 2 保育の量的拡大と保育サービスの充実 | 市町村が実施する民間保育所の創設・増改築事業を支援し、待機児童ゼロを目指すとともに、病児・病後児保育や障害児保育等保育サービスを充実する市町村を支援。 | 9 ひとり親家庭の就業支援の強化 | 中南和地域におけるひとり親の就業相談体制を充実。また、資格を活かした就業に向けた支援やひとり親相互の交流やネットワークづくりを支援。 |
| 3 保育士確保対策の拡充 | 保育士の就労者増に向けた対策を拡充。「奈良県保育士人材バンク」におけるマッチング、保育士資格取得支援、保育士の専門性向上や処遇改善等による魅力向上など、保育士確保対策を総合的に推進。 | 10 ひとり親の就業促進に向けた資格取得支援 | 県が定める高等職業訓練促進給付金の対象資格を拡大して、就職に有利な資格取得を促進。 |
| 4 放課後児童対策の拡充 | いわゆる「小1の壁」の打破のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心に、放課後児童クラブの設置・運営を支援。 | 11 「(仮称)子どもの貧困対策計画」の策定 | 子どもの育ちに必要な環境整備と教育の機会均等を目的に「(仮称)子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進。 |
| 5 子育て家庭に対する経済的支援の拡充 | 子育て費用の負担が大きいことが、理想の子ども数を持つことを阻害していることから、子育て家庭に対する経済的支援に取り組む市町村を支援。 | 12 児童養護施設等の退所児童等の支援 | 児童養護施設等入所児童が施設を退所後に自立した生活を送るため、就業に向けた支援体制の整備及び退所者同士が集う機会の創出等により支援。 |
| 6 子育て家庭に対する情報提供等の充実 | 子育て家庭が様々な子育て支援サービスを円滑に利用することができるよう、「地域子育て支援拠点」と「利用者支援事業」の全市町村実施に向け、従事者養成研修やネットワーク会議開催により支援。 | 13 ひとり親・児童養護施設の子どもの学習支援 | 十分な学習機会が確保されにくい子どもへの学習支援として、ひとり親家庭の子ども及び児童養護施設の子どもの学習意欲の喚起や学力の向上を図り、「貧困の連鎖」を断ち切る一助とする。 |
| 7 地域における子育て支援事業の拡充 | 子ども・子育て支援新制度において量的拡大が見込まれている市町村の子育て支援事業が確実に実施できるよう支援。 | | |